

令和元年

第23回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和2年1月27日（月）

伊勢原市農業委員会

第23回伊勢原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年1月27日(月) 午前9時35分～

2 開催場所 伊勢原市役所2階2C会議室

3 委員在任定数 10名

1 大木 克美	6 廣木 孝幸
2 越地 進	7 木村 勇
3 杉本 和彦	8 萩原 隆雄
4 横山 正博	9 鈴木 雅之
5 岸田 文雄	10 黒田 義夫

4 出席委員数 10名

5 欠席委員数 0名

6 署名委員 木村 勇
萩原 隆雄

7 議長 黒田 義夫

8 事務局等職員出席者
小瀬村 正宣(事務局長)
青木 優
今井 亮輔
荒井 昌稔

9 傍聴者 0名

10 審議内容 (開会 午前9時35分)

[事務局長] 時間になりましたので、第23回伊勢原市農業委員会総会を始めます。開会に先立ちまして、本日、傍聴を希望される方は、いらっしゃいませんでした。在任定数10名、欠席委員は、いらっしゃいません。出席委員10名で定足数に達しておりますので、第23回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。それでは、お願いいたします。

[議長] それでは、ただ今から、第23回伊勢原市農業委員会総会を開催いたします。本日の議事録署名委員は、7番・木村 勇 委員と8番・萩原 隆雄 委員の両名をお願いいたします。それでは、議事に入ります。本日の審議事項は、報告5件、議案5件の計10件となっております。まず、報告より入ります。

[議長] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。農地法で義務づけられている相続等による農地の所有権取得の届出が6件ありました。この届出は、相続が発生したときに、登記簿謄本の地目、または課税上の現況地目のいずれかが農地であれば、届出の対象となります。

はじめに、報告第1号の1です。相続日は、平成30年9月28日。市内串橋にお住まいの方が、坪ノ内字熊久保の農地2筆、面積1,050㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年12月23日です。

次に、報告第1号の2です。相続日は、平成30年11月24日、市内神戸にお住まいの方が、神戸字木下の農地2筆、同字後原の農地1筆、合計3筆、面積312㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年12月23日です。

次に、報告第1号の3です。相続日は、平成30年11月24日。市内子易と神戸にお住まいの方が、神戸字向原の農地2筆、面積225㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年12月23日です。

次に、報告第1号の4です。相続日は、令和元年7月3日。市内石田にお住まいの方が、石田字城ノ腰の農地1筆、同字長町の農地1筆、同字下河内の農地1筆、合計3筆、面積1,342㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年12月12日です。

次に、報告第1号の5です。相続日は、令和元年9月18日。平塚市にお住まいの方が、下谷字下中才の農地1筆、面積991㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和元年12月24日です。

次に、報告第1号の6です。相続日は、平成30年9月18日。中井町にお住まいの方が、池端字砂田の農地1筆、面積446㎡を相続しました。権利を取得した農地の第3者への所有権の移転又は賃借権の設定等について、農業委員会への斡旋の希望はありません。届出日は、令和2年1月10日です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続により農地を取得した旨の届出が6件あったという内容になっております。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

[A委員] 報告第1号の3についてですが、登記簿地目が畑、現況地目が宅地となっていますが、こうした場合、転用の必要性があるかと思うのですが、届出の時に指導や助言をされたことは、事務局としてどうなのでしょう。

[事務局] 届出の時に、登記地目が「畑」となっているので、地目変更のお願いをしました。市街化区域なので、届出となりますので。

[A委員] 市街化区域なら、届出をすれば良いですよ。ただ、こうした時に、明らかに違反的なことが黙認されてしまっているのですよね。平行して処理をしているというなら判るのですが、このままスルーしちゃうということになると、例え届出だろうと農地法違反ですよ、厳密に言うと。承知したというと、黙認したことになってしまいますから。その辺、もう少し指導を徹底された方が良いかと思います。

[B委員] 今の件で、確認をしたというのは判りますが、万が一、その申請者が「そんな話は聞いていない」と主張された時に証明ができないと思うのです。申請を出して指摘されたことを。申請人が認めていれば良いのですが、認めない場合は農業委員会として「こういう指

導をしています」という証明は、今までしたことは無いのですか。例えば、今回のように「宅地になっているから転用等が必要ですよ」というお知らせ文を作っておけば、委員会の方は何日に出したという証拠が残るのではないのでしょうか。そうしたことを、今まで行ったことが有るのか無いのか、お聞きしたいのですが。

[事務局] 今までは、口頭だけです。

[B委員] 口頭だけですか。今までは、それで良かったわけですね。

[A委員] もし、届出だけで済むなら、届出した後に報告したって良いのではないのですか。1年も2年もかかるわけではないでしょうから。その時点で、先に手続きをしてくださいと指導すべきだと思うのですが。言った言わないの話になってしまいますから。法令上の解釈として、不適切なことが生じる可能性が有りますので。

[B委員] 少ないから良いという考えの人もいるかもしれませんが、厳密に言う人は、こういう細かいことを指摘して、他のことを認めさせようとする傾向があるので、通知を出して対応しなかったのは申請者が悪いのですから。証拠として、そうした通知を出しておけば、あとは、次の機会に言えるわけです。

[議長] 確かに、御指摘ごもっともで、判った時点で指導して行くのが基本だと思います。こういうケースというのは、かなりあるんです。私の地区を1筆調査行いましたが、道路沿いで、既に住宅が建っている所が農地になっている。登記上の地目と現況の地目と違う所がある。これについては、皆さんに指導をしていってもらわなければと考えています。特に、届出があった場合には、指導して行くということは当然必要だと思います。今後は、徹底した指導をお願いしたいと思います。

[B委員] たくさんあるのは、判りました。私も、農業委員をやって、こういう法律があるのを知って、見直さなければいけないということが判りました。やはり、意識が有るのと無いのでは、全然、違いますので。指導をしていただいて、誠意があっても何年かかけて、直っていけば良いのかなと思います。案外、言葉で聞いていると言っていることが判らないことが多いです。片方は専門家だから言った内容について、受け手は言われたことが判らないと忘れてしまうのです。それが書類で残っているならば、聞きに来る人もいるわけです。どういう作業が必要かを説明するのは難しいけど、転用の申請を出さなければいけないということが書かれていれば、知っている人が教えられます。今後は良いですから、こういう機会があった時に、郵送で送りましたということで、皆さん納得するわけですから。

[C委員] 話の中で、できたら権利を取得した人の年齢を、何十代なのか判ると話をしていきやすいかと思います。

[議長] もう一つは、農地台帳にも関わる問題で、今ある農地台帳は登記上の関係で整理されているということで、現況がどうあれ登記上が農地であれば農地台帳に載ってきてしまう。本来なら、現況に基づいて整理をしていかなければならない話です。それがされていないという形の中にありますので、今後、課題として残ってくる内容だと思います。今後、そうしたことも手がけていかなければならないと思います。現地を皆さん方で見た中で、判った時点で所有者にですね。

[B委員] 話の途中ですが、今、農地台帳の話が出ました。昨年、農地台帳が、まだ未整備だと聞いたのです。どういう段階で農地台帳を更新するのか。衛星写真と連動できるようなシステムが、あるのかどうか。そうしないと、農地パトロールをしても農地台帳に反映できないのであれば、翌年も同じような指摘をせざるを得ない。農地台帳を伊勢原市としては、

農業委員会で導入ということはないでしょうから、農業振興課なり行政組織の中で導入を決めて、いくら費用を要するのか判りませんが、それを更新していかなければ、会長が言われたようなことは、いつまで経っても改善しない。逆に、何年度までに農地台帳システムを導入し何年かけて更新しますという計画が有るのか無いのか、確認させてください。それが無いなら、いつまでも変わらないと思います。

[事務局] 農地台帳ですが、今、農業委員会の方に有ります。更新は、法に基づき突合をしています。

[B 委員] 前回、衛星写真をもらったときに、運動公園とか第2東名の区域内の筆が農地の色になっている、そういうのが反映されていないわけです。第2東名の中とかであれば、既に工事が始まっていて農地では無いわけです。

[A 委員] 話がそれてしまっています。明らかに、おかしな事例なので今後、注意していただきたいと言っているわけです。他に、いっぱいあるとか、そういう話を聞いているわけではないです。今後、「こうしたことが無いように気を付けます」と断言してもらえば良いわけです。

[事務局] 今後、気を付けます。

[D 委員] ちょっと確認させてください。先月の総会で、今後、新東名のインター周辺が調整区域から市街化区域に変更されると思うのですが、そうなった時に登記簿上の農地が自動的に変わるので、農地以外の地目に。それとも、個人が申請しない限り、登記簿上の地目は農地のまま続いてしまうのですか。

[事務局] 個人の方が登記申請をしない限り、農地から農地以外のものになることは、ありません。

[D 委員] 線引き上は市街化区域になります、結局、農地台帳が変わらないと、農地パトロールの際に対象となってしまいますよね。

[事務局] 今年度の地図の素案の中では、道路等の官有地の中に地目変更していない農地が有る場合、農地とは違う色で着色をして出力したのですが、最終的に表示されませんでした。来年度は、そうしたことが無いよう注意をします。

[議長] いずれにしても、今回の報告の質問の内容については、届出が有った時点で指導すると言うことで、事務局をお願いします。

[議長] 他に、何かございますか。

[議長] 無ければ報告事項ですので、次に移ります。

[議長] 報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第2号は、市街化区域の農地を、土地の権利移動を伴って農地以外のものにする届出です。

今回は、4件、5筆、面積1,024㎡の届出がございました。地区は伊勢原地区で3件、4筆、913㎡、成瀬地区で1件、1筆、111㎡になります。転用目的は個人住宅が3件、

建設会社の事業所が1件となります。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。内容は、市街化区域内の農地の所有権移転に伴う届出ということで、それが4件あったということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議 長] 特にございませんですか。無いようですので、次に移ります。

[議 長] 報告第3号、農地の転用事実に関する照会書に対する回答についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事 務 局] 報告第3号、農地の転用事実に関する照会書に対する回答について。今回、横浜地方法務局厚木支局から、農地転用の事実に関する照会が2件ありました。この照会は「登記官照会」と言われるもので、登記地目が農地である土地について、農地以外の地目へ地目変更登記申請が行われた時に、県知事又は農業委員会の農地に該当しない旨の証明書又は転用許可書が添付されていない場合、転用許可の有無、対象農地の現況等について、法務局より農業委員会に照会することになっています。また、県の農地法関係の事務処理を定めた事務提要では、登記官照会があった時は、2週間以内に回答することになっています。

はじめに、報告第3号の1、図面番号は1番です。あわせて公図をご覧ください。照会対象地は市街化区域で、桜台3丁目の2筆、面積257㎡についてです。今回、照会がありました筆は、転用の届出は受理されておりませんが、旧沼目字原之宿地区の区画整理事業以降、駐車場として利用されている市街化区域で、現在も駐車場として利用されております。12月21日、担当地区委員さん3名と現地調査を行い、農地性が無いことを確認しました。県担当職員からは、市街化区域は原状回復命令を出す必要は無く、転用許可を要する事案で無いため、県への照会は不要との回答を得ています。

次に、報告第3号の2、図面番号は2番です。あわせて公図をご覧ください。照会対象地は市街化区域で、桜台3丁目の1筆、面積267㎡についてです。今回、照会がありました筆も、転用の届出は受理されておりませんが、昭和43年以前から平成6～7年頃まで集合住宅があり、その後、老朽化による取り壊しが行われ、現在に至るまで駐車場として利用されている市街化区域です。こちらも12月21日、担当地区委員さん3名と現地調査を行い、農地性が無いことを確認しました。こちらも、県担当職員からは、市街化区域は原状回復命令を出す必要は無く、転用許可を要する事案で無いため、県への照会は不要との回答をいただいております。

なお、両案件とも法務局への報告は、12月27日付けで農地性が無く、原状回復命令を出す予定も無い旨の回答をしました。以上です。

[議 長] 説明が終わりました。内容は、地目の認定のため法務局の方から農地転用の事実に関する照会が2件あったということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

[A 委員] 確認したいのですが、1件目の関係ですが、地目が畑が雑種地になってしまったということですが、理由の欄に区画整理事業云々と書かれています。そうすると、当然、職権の中で自動的に地目変更されるのが普通だと思うのですが、何か事情があって出されたもののでしょうか。そのため、やむを得ない状況で、登記官照会があったのでしょうか。

[事 務 局] 区画整理事業が終わった後、すぐ駐車場とされたそうです。1番の方、2番の方、現地

調査の前日に御連絡させていただいたり、当日にお会いしましたが、実際、市街化区域なので、「届出でいかがですか」と確認をさせていただきました。当然、届出であれば登記官照会のように2週間待つ必要が無く、年内に地目変更登記が終わったはずなんです。ですが、土地家屋調査士の方からも事前に連絡をいただきまして、所有者さんと調整した結果、最終的に届出ではなく登記申請を上げるということで納得されてるようで、それは、現場でも再確認させていただきました。

[A 委員] 何か必要性があつてのことだと思いますけども。区画整理事業で、何か事情があつて残ってしまったのかな、何かやむを得ない事情があつたのかな。通常だと、あまり考えられないので。何か理由があつたのかなと思ひまして。

[B 委員] この件で質問があるのですが、地目変更、いわゆる変更届ですよ。それで、昨年、審議した西富岡の所がクレーンの置場になっていたのに、1回もクレーンが来ないうちに、もう他の業者に転売されたという情報が入っています。転用自体、許可であるので、「その後のことは知りません」ということで話は終わるのですが、隣近所の人は、「クレーンの置場だと説明を受けているのに、何故、クレーンが来ないのか」と。後で話を聞いたら、転用した後、転売を目的で農地転用しているみたいだと。そういう話が出ています。転用する時に、例えば所有者さんが使うから転用したのであつて、転売を目的にすることは、こちらとしては、考えていません。その時に、転用後に数年間、許可を得た用途に供しているのであれば納得するのですが、転用して翌月には売ってしまったことになると、転用に対する委員会の判断が間違っていたのではないかと気になってしまうのです。そういうルールがあるのかどうか、聞きたいのです、伊勢原市として。そういうことが、まかり通るのか、高部屋地区で2件、話を聞くのです。そういうことを、教えてください。

[事務局] 結論から言いますと、農地法では定められていません。市農業委員会の総会で許可相当の意見をいただき、県に送付して、県から許可が出ます。申請書のとおり現場が施工されているのか、許可の内容どおりに施工していないのであれば許可条件違反となります。現場が完了しましたら、完了報告書を出してもらいます。それが終わってしまうと、農地法は手を離れてしまいます。また、事案によっては、市まちづくり推進条例の手続きも取っていると思ひますし、そちらの完了検査もあります。もし、同じ申請人が別件で申請して来たとしても、前例があると、転用の実現性といひましようか、本当に転用するのかという確実性、信用性に欠けてしまうかと思ひます。

[議長] よろしいですか。非常に難しい問題でございます。

[B 委員] 今回、そういうことで、しょうがないかと思ひますけど、今後は農地転用に際して、もう少し、突っ込んだ意見を言うかもしれません。

[議長] 農地法の盲点でございます。各市でも、だいぶ悩んでいるところが多いようでございます。農業会議でも、検討を始めているところでもございます。

[議長] 他に、何か御意見はございますか。

[議長] 無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします

[事務局] 報告第4号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。この証明は、相続税

納税猶予期間の3年ごとの証明です。伊勢原地区で1件、成瀬地区で1件、比々多地区で1件の申請がありました。

はじめに、報告第4号の1です。申請人は市内田中にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和元年12月11日。対象農地の明細は、7～8頁です。田中字ソヤタに2筆、同字ク子花に2筆、同字ガケに1筆、伊勢原4丁目に1筆、合計6筆、面積は3,826.78㎡です。12月12日に事務局で現地調査を行い、対象農地が良好に管理されていることを確認し、12月16日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の2です。申請人は市内高森にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和元年12月11日。対象農地の明細は、9～10頁です。高森1丁目に3筆、合計面積は1,414㎡です。12月12日に事務局で現地調査を行い、対象農地が良好に管理されていることを確認し、12月16日付けで専決処分で証明書を発行しました。

次に、報告第4号の3、申請人は市内善波にお住まいの方で、被相続人のお子さんです。申請日は、令和元年12月24日。対象農地の明細は、11～12頁です。善波字天神前に8筆、同字獅子窪に4筆、同字虎枝窪に1筆、合計13筆、面積は11,861㎡です。12月26日に事務局で現地調査を行い、全ての対象農地が良好に管理されていることを確認し、12月27日付けで専決処分で証明書を発行しました。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、相続税の納税猶予を受けている方から、その内容の証明願が提出され、専決処分をしたということでございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

【 質問なし 】

[議長] よろしいですか。特に、無いようでございますので、次に移ります。

[議長] 報告第5号、農地造成工事届出書についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 報告第5号、農地造成工事届出書について。報告第5号は、農地造成工事の届出です。今回、比々多地区で1件の届出がありました。

報告第5号の1、図面番号は3番です。あわせて公図及び土地利用計画図等をご覧ください。

届出場所は、串橋字境ノ町の田、2筆、盛土面積は986㎡で約485㎡の盛土を行う旨の届出です。届出人は市内三ノ宮にお住まいの方で、施工者も届出人と同じ方です。施工内容は、隣接水路から60cm後退し、最大盛り土高は70cm、周囲は29度の法面で施工します。使用する土は、市内の工事建設により発生した残土を、近くの現場から運搬します。届出日は令和元年12月23日、工期は令和元年12月25日から令和2年3月20日までです。盛り土した後は、里芋を作付けする予定です。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。内容は、農地造成工事の届出でございます。何か御質問がございましたら、お願いいたします。

[A委員] 確認させてください。農地造成の場合、一般的には一時転用ということで、5条関係が一般かと思えます。今回は、本人が整備するということで、私、初めて見たのですが、農地造成指導要領第5条に基づくとあります。本人がされるからということで、一時転用という中では取り扱いをしないということなのですか。今まで、一般的には5条で一時転用ということだったかと思うのです、施工業者がある場合には。

[事務局] これは、面積的にも、高さ的にも届出の範囲なので。

[A 委員] それは、面積要件ということですよ。初めて、農地造成指導要領第5条に基づくということを見ましたので。私の記憶の中で、数年の中で初めてかと思うのですが。それと、もう一つ、前々からお話ししているとおり施工期間、届出が昨年の12月23日とあり、25日から着工ですと。前回、いろいろ問題があったので、農地造成の場合、「総会以降を工期としていただきたい、その方がよろしいのではないのでしょうか」と申し入れなり、意見をさせていただきました。もう、25日から工期に入ってしまっていますよね。そうすると、農業委員会でチェックをしたりすること自体が、委員さんが現場調査をしていられると思うのですが。前回も、同じことを話しています。少なからず、農業委員が現場を見に行ったり、構造関係を確認した後に着工した方がよろしいのではないかと申し入れをしたわけです。にもかかわらず、こうしたことが繰り返されているわけです。どういう理由ですか。

[事務局] この場合はですね、事前相談も無く届出が出されたので、申請に対して総会后という指導ができなかったということが理由です。少なくとも、農業委員さんには、どういう状況で施工されるのか確認は取れているので。

[A 委員] よく判らないのですが。届出をされた時点で、この事実は明らかになっているわけですよ。

[事務局] あくまでも許可ではないので、申請上、拒否はできないので。

[A 委員] 言っていることが、良く判らないです。こういう方法で農地造成をして、近隣農地に影響があるかどうかを、構造に基づいてチェックしたうえで、良いかどうかを。

[事務局] ただ、図面上、事務局も確認していますので。なおかつ、農業委員さんも確認しています。

[A 委員] 前回も、そういうことで話をされたじゃないですか。

[事務局] 相談無く、来られてしまったので、届出されてしまったので、それは図面と農業委員さんの確認もあったので受理をしました。

[A 委員] 面積の多い少ないじゃなくて、届出かどうかは基準の問題です。農地造成をする前には届出をしなさいという前提条件がありますよね。届出しないで着工しちゃったわけですか。

[事務局] 届出なので、あくまでも報告事項になります。

[A 委員] 報告とか、そういう問題ではないでしょう。では、事業者なり所有者が勝手なことをやっちゃって問題が起きたらどうするのですか、ということです。それをチェックするのが農業委員会の農地造成の中でチェックするというのが、本来の業務ではないのですか。

[事務局] 図面と農業委員さんの同意もありますし、図面では確認ができていますので。

[A 委員] 前回、この会議で話されたこと自体、何だったのですか。だから、これからは総会以降に届出であろうと許可であろうと、工期については総会以降にやっていただくのがよろしいのではないですか、ということをお話をしたにもかかわらずなので確認をしています。

[議長] 届出にしても許可にしても、着工というのは届出をしてからというのが原則です。

既に着工してしまっている、そういう理解ができますので、その辺は十分指導していただきたいと考えます。

[B 委員] 今のところで、他の案件は届出日が記載されているのですが、この案件には届出日の記載がありません。1月27日に提出って、これが申請人が届出した日付ですか。違いますよね。これ、今日ですものね。今日、持ってきたわけじゃないですよ。例えば、3条の方は権利を取得した年月日と届出日が記載されています。A委員の話で、前回、「工事期間の前にやっているから、今後は届出日の後に工事してください」という話だったかと、私は理解しているのです。なので、工事期間の前に届出日があって農業委員が見たよ、というところから工事期間が始まれば、それほど不都合は無いかと思います。一応、届出事項だからということで、見て問題が無ければ報告どおりで良いと思うのですが。やはり、A委員が心配している、申請書と違うことが行われたら困る、ということを行っていると思うのです。逆に言うと、工事期間の前に、何日に届出があって、農業委員が工事が始める前に見たよと、言うのであれば、すっといっちゃうと思うのです。それが無いから、工事期間の日付だけだから、今のような心配が出てくるかと思います。この議案書の中に、届出日を入れることは可能なのですか。

[事務局] 議案書の中に届出日を加えることは、可能です。

[B 委員] そうすれば判断もしやすいし、届出があった時に地域の農業委員に、こうした案件があったから見てきてください、という一言で済むのではないですか。まあ、時間が無いと厳しいかもしれませんが。

[事務局] 農業委員さんの方で、この届出前に施工方法ですとか確認をしていますという同意書を得ていますので。

[B 委員] そうなんですか。

[事務局] B委員さんのところは、どうだったのですか。

[B 委員] こういう申請をしますよ、ということは貰っていて、いつから始めますということは。

[事務局] もちろん、そうしたことも説明されるはずなのですが。

[B 委員] こういう農地造成の案件では、業者さんが来た時に見に行くようにしています。そういう報告が無いと、工事が始まってから慌てて行かなくてはならない。まして、総会の時に言われても、通り沿いなら判りますが、ちょっと奥に入り込むと判らないですよ。それは、対応と言いますか、それは農業委員の方へ連絡は難しいのですか、こういう報告があったということの。

[事務局] もちろん、届出は施工の前ですよ。その前に書類的なものは全て揃えて提出されているので。議案書には出てきませんが、届出書の中で地区の農業委員さんに届出人の方が説明に行かれて、委員さんも説明を受けて了承したよということをお願いしておりますので、その段階で、届出をいただいたから農業委員さんの方に連絡をするのでは無く、先に農業委員さんに見ていただいてから農業委員会に書類が出されてきます。少なくとも、施工内容は確認されていると思いますので、どのように施工されて、隣接農地への影響ですとか、隣接所有者の同意ですとか。

[B 委員] それは、了解しました。それでは、議案書の中に届出日を入れて欲しい。

[事務局] 届出日は入れるようにします。

[A委員] この農地造成、届出だろうと許可だろうと、申請人から届出なり相談があって、内容が提出されて、その構造関係は添付図面が付いているように、そのチェックは所管課がチェックするわけですよね。それで、農業委員会は、所管課がチェックして構造上も周辺の影響も無いという判断の上で、転用という形で農業委員会へ提出がされるわけじゃないですか。構造関係まで、農業委員会がチェックしているわけじゃないですよね。

[事務局] 図面上はしていますよ。

[A委員] そういう手続きを経て出てくる書類じゃないですか。できあがったものが問題があるか無いか、農業委員が見に行くわけですよ。送付された図面に基づいて。だったら、チェックした以降に着工しなければ、おかしいですよね。フライング的に着工してしまったら、何のために手続きをしているのか、そういう不都合があるから、今回のように繰り返されるから言うわけですよ。関係法令で時系列的に整理された上で、成立するわけですよね。行ったら現場が終わってしまっていたら、何のために見に行くのか判りませんよ。申請人がやろうとやるまいと、一時転用に違いは無いはずですよ。他人、施工業者がやったら5条で一時転用を出す、本人がやったら何やったって良いって話になってしまいます。

[議長] 届出を受けてから、その内容を審議して着工していただくというのが基本ですので、事務局は取扱いをしていただきたいと思いますので、是非、よろしくをお願いします。

[議長] 他に、何かございますか。特に無いようですので、議案に入ります。

[議長] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第1号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について。この確認は相続税の納税猶予の20年経過の出口調査で、税務署の依頼により農業委員会が調査し税務署に提出するものです。今回、大田地区で1件あり、平塚税務署からの依頼です。

議案第1号の1、整理簿番号H11A015。特例農地明細は、議案書の15～16頁です。対象者は市内上平間にお住まいの方で、上平間字松崎の農地2筆、同字松崎前の農地4筆、同字木之下の農地2筆、同字四反田の農地1筆、同字七々町の農地1筆、合計10筆、面積6,117.48㎡を特例農地としております。1月21日に事務局と地区農業委員さん合同で現地調査を行い、所有者が体調を崩されていたことから対象農地の6割強は休耕中でしたが、休耕中の農地は草刈り等の管理はしっかりされておりました。また、他の農地につきましては、水稻や野菜等が作付けされ適正に耕耘管理がされている事を確認しております。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおりです。休耕ということで、報告をさせていただきます。ご存じの方もおいでになるかと思いますが、本人は70代前半の方でガラス温室で営農されておりました。御家庭でいろいろありまして、耕耘機で野菜を栽培しておりました。本人も体調を崩され、現在は息子さん夫婦と生活をしていました。以前から、本人には草刈りをするよう話していましたが、現在は息子さんたちが今回の対応にあたっております。田畑の草刈りは終了しましたが、台風15号・19号の影響でハウスのガラスが破損している状態です。

片付け終了後、耕耘するとのことでした。昨年12月の意向調査では、本人は中間管理機構にお願いしたいようでありました。息子さんとともに、1月21日に現場の確認をしました。本人は、一部作付けをし、他は貸したい希望があるようです。以上のような状態があります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。以上です。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第1号の1について、何か御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

[E 委員] 地区委員さんの説明で、良く内容が判りました。納税猶予の関係は、20年若しくは本人が耕作できない状態になった場合は、というような規定がございます。そこですと、ここは休耕という表現がされていますが、若しくは保全管理ですとか。書類上の問題かと思いますが、税務署は、この休耕という表現の仕方です許可するのでしょうか。それが、一つ、心配でなりません。あと、内容関係につきましては、やむを得ないのかなと個人的には思いました。

[事務局] 本来は12月の案件でございまして、所有者の方に連絡・確認したところ、すぐに対応するのが難しいので、1ヵ月待って調整してもらおうようにしました。状況につきましては、税務署の担当の方に確認をしました、こういう理由で、こうした状況になっていますと。そして、ここの書き方について相談をし、草刈りをされたので休耕としたいと。書き方は市の方に任せるとのことでした。税務署は状況を知っておりますので、市の方は休耕という形で提出しまして、税務署の方は1ヵ月後くらいに現地調査をされ、その後所有者さんと面接を行うようなお話でしたので、そこで今後、この農地をどうしていくのか結論を出すみたいな話でした。

[議 長] よろしいですか。

[議 長] 他にございませんですか。

[B 委員] 地目は全部、田と畑になっているのですが、先ほどの話ですとハウスの話が出たので。この休耕の中にハウスがあるのですか。

[事務局] そうです。ハウスもやってなかったです。

[B 委員] 農林業センサスだと、ハウスは350㎡以上だと申請しないですけど。このハウスは、どれくらいの大きさなのですか。そういうことも、税務署はチェックするのですか。

[事務局] この書類を税務署に提出した後、現地調査があります。

[議 長] よろしいですか。

[議 長] 他に、何かございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第1号の1については、「原案のとおり認める」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第1号については、「原案のとおり認める」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。今回、成瀬地区で5件、大田地区で1件の申請がありました。

はじめに、議案第2号の1、図面番号は4番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、東富岡字立野の農地1筆、面積は350㎡です。譲渡人は市内東富岡にお住まいの方で、譲受人は厚木市に本社を置く農地所有適格法人です。今回、経営規模拡大のため申請します。譲受人世帯の伊勢原市内での経営農地面積は3,352㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しており農地取得に支障はありません。令和2年1月14日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の2、図面番号は5番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、東富岡字立野の農地1筆、同字大福上の農地2筆、合計3筆、面積は1,751㎡です。譲渡人は市内東富岡にお住まいの方で、譲受人は厚木市に本社を置く農地所有適格法人です。今回、経営規模拡大のため申請します。譲受人世帯の伊勢原市内での経営農地面積は3,352㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しており農地取得に支障はありません。令和2年1月14日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の3、図面番号は6番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、東富岡字大福上の農地1筆、面積は115㎡です。譲渡人は市内東富岡にお住まいの方で、譲受人は厚木市に本社を置く農地所有適格法人です。今回、経営規模拡大のため申請します。譲受人世帯の伊勢原市内での経営農地面積は3,352㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しており農地取得に支障はありません。令和2年1月14日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の4、図面番号は7番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、東富岡字大福上の農地1筆、面積は310㎡です。譲渡人は市内東富岡にお住まいの方で、譲受人は厚木市に本社を置く農地所有適格法人です。今回、経営規模拡大のため申請します。譲受人世帯の伊勢原市内での経営農地面積は3,352㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しており農地取得に支障はありません。令和2年1月14日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の5、図面番号は8番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、東富岡字大福上の農地1筆、面積は406㎡です。譲渡人は市内東富岡にお住まいの方で、譲受人は厚木市に本社を置く農地所有適格法人です。今回、経営規模拡大のため申請します。譲受人世帯の伊勢原市内での経営農地面積は3,352㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しており農地取得に支障はありません。令和2年1月14日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理されておりました。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。

次に、議案第2号の6、図面番号は9番です。あわせて、公図をご覧ください。申請地は、下谷字筒川の農地1筆、沼目字中道下の農地2筆、合計3筆、面積は6,247㎡です。譲渡人は公益社団法人神奈川県農業公社で、譲受人は市内沼目2丁目にお住まいの方です。今回、経営規模拡大のため申請します。譲受人世帯の伊勢原市内での経営農地面積は7,490㎡なので、下限面積の特段の面積の30aに達しており農地取得に支障はありません。令和2年1月14日に事務局と地区担当委員さんの合同で現地調査を行い、経営農地は適正に管理され農機具の所有も確認しております。申請書類の審査では、許可できない場合を列挙した農地法第3条第2項各号該当事項はありませんでした。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第2号の1から5につきまして、「東富岡地区」お願いいたします。

[地区担当委員] 今、御説明がありましたとおり、1月14日に現地調査をいたしまして、現地にはミカンの苗木が植えられて、良好に管理されておりますので問題無いかと思います。よろしくお願いいたします。

[議長] 続きまして、議案第2号の6につきまして、「大田地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 1月14日に事務局と農地の譲受人と耕作されている農地を確認しました。あと、大田地区の委員さんと推進委員で1月22日に確認をいたしました。いずれも、場所的には小田原厚木バイパスと大田小学校に挟まれた土地改良区で、だいたい3反区画で区切られた区画整理された水田で、譲受人も別の田を耕作されているということで、今後、この田の管理には問題が起こることはないかと思います。よろしく御審議をお願いします。

[議長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第2号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議長] 次に移ります。

[議長] 議案第2号の2について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第2号の3について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の3については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第2号の4について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の4については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の4については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第2号の5について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の5については、

「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の5については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第2号の6について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第2号の6については、「原案のとおり許可とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第2号の6については、「原案のとおり許可とする」ことといたします。

[A 委員] ちょっとよろしいですか。この案件は、県の方に上申されるのですか。

[事務局] いえ、市の総会で議決をいただいて終わりです。

[A 委員] 関係人の方から、売買の関係があるので、許可が何日頃になるのか問い合わせがありました。

[事務局] 本日の総会で可決いただきましたので、あとは事務決裁のみですから、早ければ今日が許可日で申請人に連絡をします。

[議 長] では、次に移ります。

[議 長] 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地を自ら農地以外のものにする場合について、農業委員会の意見を求めます。今回、伊勢原地区で1件の申請がありました。

議案第3号の1、図面番号は10番です。あわせて、公図、土地利用計画図等をご覧ください。申請地は、東大竹字入部の1筆、面積670㎡の一部、490.88㎡を貸駐車場として転用するものです。権利関係は賃貸借権の設定です。貸付人は、市内東大竹にお住まいの方です。借受人も市内東大竹の方で、申請地近くで事務所を置く不動産会社です。申請理由は、申請地から約50mの場所に3階建ての賃貸マンションがあり1階は店舗、2階から3階は住居になっています。店舗は飲食店が3店舗、マンションの所有者である借受人の不動産会社、住居部分はワンルームが16戸となっています。マンションの敷地内には24台分の共用の駐車スペースがありますが、各店舗の従業員や来客者の使

用により満車時には近隣への路上駐車による渋滞が発生し、近隣住民に迷惑をかけています。各店舗からも常時約15台以上不足しているため、新たな駐車場設置について以前から借受人に要望が上がっていました。その為、長年の懸案を解消するため、立地的にもマンションから近く、面積等条件に合った貸付人の土地について、借受人から店舗、従業員用及び来客者用の駐車場として使用したいため、貸駐車場への整備依頼があり、今回転用申請をするものです。申請地の立地基準は、西側県道には水道管と公共下水道管が敷設され、また、申請地から500M以内に桜台小学校や伊勢原中学校の教育施設が2つ以上存在するため、第3種農地と判断されます。一般基準及び個別基準については、敷地内は転圧をかけ碎石とコンクリート粉を混ぜて強固な地盤に整地し土砂の流出等を防ぎます。また、敷地北側境には波板トタン土留めを新設し、土砂の流出を防ぎます。雨水は、自然浸透処理とします。計画としては、周辺農地への影響はなく資金計画も適切であると判断されます。なお、他法令の手続きはなく、今後転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。

[地区担当委員] 伊勢原地区の4人で現地確認をいたしました。周りに農地はありませんので、事務局で言われたうな関係で許可相当で良いと思います。よろしく申し上げます。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの補足説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第3号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第3号の1については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地に権利設定又は移転をして農地以外の物にする場合について農業委員会の意見を求めます。今回、高部屋地区で2件、成瀬地区で1件の申請がありました。

議案第4号の1と4号の2は同一案件なのでまとめて説明します。議案第4号の1の図面番号は11番、4号の2の図面番号は12番です。あわせて、公図、土地利用計画図をご覧ください。まず議案第4号の1、貸付人は、市内上粕屋にお住まいの方で、借受人は相模原市の土木会社の代表です。申請地は、上粕屋字石倉下の1筆、面積1,500㎡を一時転用するものです。権利関係は、賃貸借権設定です。議案第4号の2は、貸付人は、上粕屋の方です。借受人は、4号の1と同じ相模原市の土木会社の代表です。申

請地は、上粕屋字石倉下の1筆、面積2,225㎡を一時転用したいとのことです。権利関係は、賃貸借権設定です。両件とも新東名高速道路用地内の埋蔵文化財調査のため、第4号の1は仮設事務所、4号の2は作業員用の駐車場として令和2年3月1日から3年間一時転用するもので、平成29年1月27日の第23回総会で許可相当となり、同年3月2日に県から令和2年2月29日まで一時転用の許可を受けました。今回、その転用許可期間の延長申請になります。延長理由としては、調査面積が東京ドーム5個分で調査箇所も点在している中で、旧石器時代の遺跡等が多数確認、出土したことに伴い、深さ、出土方向に調査範囲を拡大しながら調査を進めているため、時間を要し調査が遅延しているためです。転用許可申請手続き上、本来なら、一度、農地に復元し、再度、転用申請の手続きをする事になりますが、県に処理方法を確認をしたところ、農地に復元せず、引き続き延長の一時転用申請を受ける形で手続きを進めることとなりました。申請地の立地基準は、周辺は非農地で囲繞され、農地の広がり10ha未満であることから「その他2種農地」と判断されます。周辺農地に対する被害防除措置も変更はなく資金計画も適切であること、他の土地に代替性がなく転用もやむを得ないと判断されず。期間終了時には、農地復元します。計画としては周辺農地への影響もなく、資金計画も適切であると判断されます。なお、都市計画法及び伊勢原市まちづくり推進条例には該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。

次に、議案第4号の3、図面番号は13番です。あわせて、公図、土地利用計画図等をご覧ください。申請地は下糟屋字谷原の農地1筆、面積991㎡の一部、606.99㎡を向上学園グラウンド建設作業員用の仮設駐車場として使用するため、一時転用をするものです。転用期間は、許可日から6ヶ月間です。権利関係は、賃借権の設定です。借受人は横浜市神奈川区に支店を置く建設会社で、貸付人は市内高森にお住まいの方です。申請理由は、西側隣地で向上学園のグラウンドを建設中ですが、現在はスタンドや周辺施設等の工事を施工し、作業員の車両等をグラウンド場内に駐車しています。しかし、3月以降はグラウンド場内の工事に入る為、車両を駐車するスペースが無く、工事区域外に用地を確保する必要になりました。申請箇所は、工事区域に隣接し、市道や農道にも面しており施工管理上最適な場所と言え、他に適当な場所はなく地権者にも協力が得られたので、今回の申請地としました。申請地の立地基準は、河川や宅地、高速道路により分断され、農地の広がり10ha未満であることから「その他2種農地」と判断されます。一般基準及び個別基準についてですが、敷地内は土木シートを敷き、その上に鉄板を敷きます。雨水は、敷地周囲に浸透用の溝を設置し排水します。また、北側農道境は土羽で仕上げ、雨水等の流出を防ぎます。なお、工事が完了しだい土木シート、鉄板を撤去し、農地を耕作が出来る状態に復元し貸付人に返却します。計画としては、周辺農地への影響も少なく、資金計画も適切であると判断されます。なお、都市計画法及び伊勢原市まちづくり推進条例には該当せず、転用計画に変更が生じることがないため、手続き終了後、県知事に副申します。以上です。

[議長] 事務局の説明が終わりました。地区担当委員さんの補足説明がございましたら、お願いいたします。はじめに、議案第4号の1と2につきまして、私が担当していますので、私から説明いたします。

[地区担当委員] 本件につきましては、新東名高速道路の埋蔵文化財の調査に伴う一時転用ということで、平成29年に既に一時転用の許可を受けていまして、業務の内容から更に延長したいということで、3年間の延長の申請が出てきたという内容でございます。現地は、4号の1については埋蔵文化財の事務所が建っていて、現在も使われていると。4号の2については、作業員の駐車場ということで、こちらも現在、適正に使われている状況でございます。何ら問題は無いと判断をしております。

[議 長] 続きまして、議案第4号の3について、「下糟屋地区」、お願いいたします。

[地区担当委員] 今、事務局の説明のとおりでございまして、向上高校のグラウンド建設にあたって、すぐ隣にある農地を一時転用するというので、よろしくお願ひします。

[議 長] 事務局並びに地区担当委員さんの説明が終わりましたので、審議に入ります。

[議 長] 議案第4号の1について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の1については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第4号の2について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号の2については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の2については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第4号の3について、何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 特に、ございませんですか。無いようですので、質疑を打ち切り採決をいたします。議案第4号の3については、「原案のとおり許可相当とする」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議 長] 挙手全員。よって、議案第4号の3については、「原案のとおり許可相当とする」といたします。

[議 長] 次に移ります。

[議 長] 議案第5号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。事務局、説明をお願いします。

[事務局] 今回は、新規の届け出分は7件ありました。農地の賃貸借等につきましては、利用権設定期間が終了すれば、自動的に権利が消失して、民法上の小作の権利が生じない農業経営基盤強化促進法による利用権の設定が、現在は殆どです。利用権の設定は、農業経営基盤を強化するための農地の利用集積ですので、利用権を設定できる方は、農地法第3条の「下限面積」要件はありません。10a以上を営農する経営農家や新規就農認定を受けた方、また解除条件付き利用権で行う株式会社やNPO法人などの法定法人が対象となります。

今回の新規の届け出の内容といたしましては、賃貸借は3件、10筆、面積7,022㎡。使用貸借権は4件、12筆、面積4,833㎡です。地区別の内訳といたしましては、高部屋地区では1件、2筆、面積1,131㎡で、権利の種類は賃借権です。10a当たりの賃借料は884円です。成瀬地区は4件、13筆、面積5,173㎡、権利の種類は賃借権が1件、使用貸借権が3件です。10a当たりの賃借料は、12,300円です。大田地区では2件7筆、面積5,551㎡、権利の種類は賃借権1件、使用貸借権1件です。10a当たりの賃借料につきましては、物納で、米65kgです。以上の内容となります。

[議 長] 事務局の説明が終わりました。何か御質問・御意見がございましたら、お願いいたします。

[議 長] 特に、ございませんですか。

【 質問・意見なし 】

[議 長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。議案第5号については、「出願のとおり承認する」ことに、賛成の委員の挙手を求めます。

[議 長] 挙手全員。よって、議案第5号については、「出願のとおり承認する」ことといたします。

[議 長] 以上を持ちまして、第23回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。大変お疲れさまでございました。

[事務局長] ありがとうございます。次回の総会は、2月27日の木曜日ですので、よろしく、お願いいたします。

【 11時15分 終了 】